

「指定障害児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 職員の職務内容	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項	5
9. 事故発生時の対応方法について	6
10. 虐待防止について	6
11. 利用者の記録や情報の管理、開示について	6
12. その他運営に関する留意事項	6
13. 苦情等の受付について	7

株式会社ミストラルサービス
(相談支援センターあんじゅ)
当事業所は相模原市の指定を受けています。

事業所番号

第

号(指定障害児相談支援)

1. 事業者

名称	株式会社ミストラルサービス
所在地	京都府福知山市長田大野下 2737 番地 12
電話番号・FAX	0773-20-2221・0773-20-2224
代表者氏名	代表取締役 渡辺 哲也
設立年月	平成 10 年 3 月 27 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	・ 指定障害児相談支援事業所 令和 5 年 10 月 1 日指定 第 号
事業の目的	指定障害児相談支援事業の提供
事業所の名称	相談支援センターあんじゅ
事業所の所在地	相模原市中央区星が丘 2-16-5
電話番号	042-851-3146
FAX 番号	042-851-3178
管理者氏名	城平 哲也
事業所の運営方針について	利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
開設年月	令和 5 年 10 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	・ 指定特定相談支援事業 令和 5 年 10 月 1 日指定 第 号

3. 事業実施地域

相模原市南区・相模原市中央区・相模原市緑区（旧 4 町は除く）

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日、8 月 13 日から 8 月 15 日までを除く。
営業時間	月～金 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分
サービス提供時間帯	月～金 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1 名	名	1 名	1 名	管理監督業務
相談支援専門員	1 名	名	1 名	1 名	相談支援業務

当事業所では、利用者に対して障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

当事業所の相談支援専門員は、適切な障害児相談支援等を実施するために必要な下記の研修を修了しています。

- ・神奈川県相談支援従事者初任者研修

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	職員及び業務等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none">・アセスメントの実施・障害児支援利用計画書の作成及び利用者への交付・モニタリングの実施・その他必要な相談及び援助

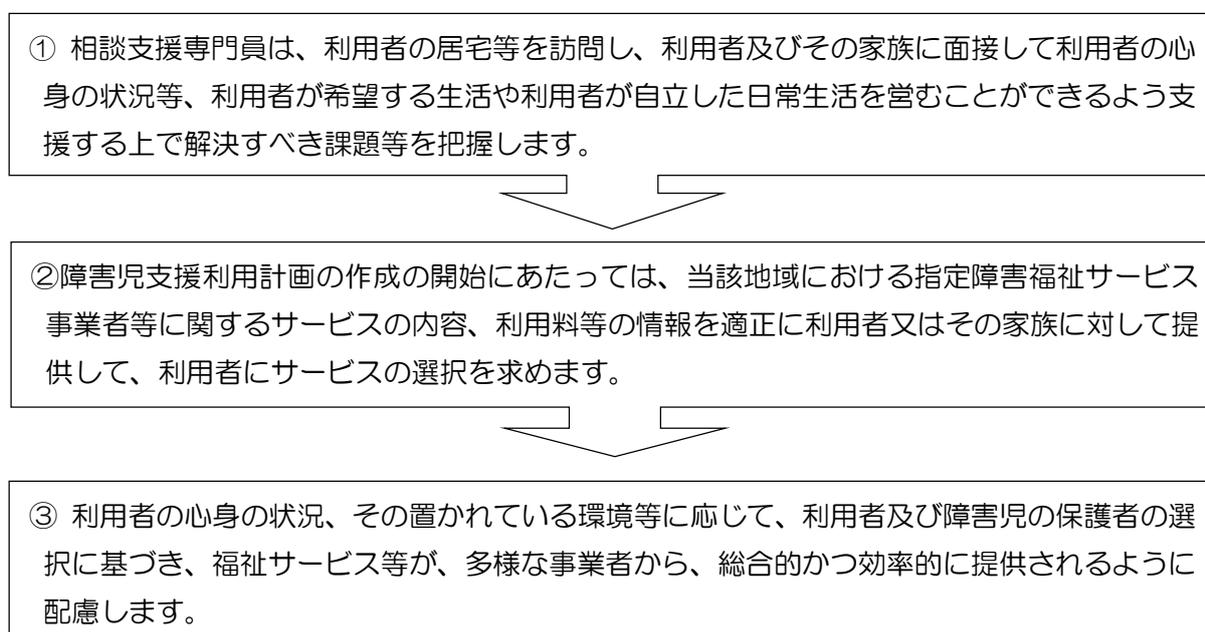
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

①障害児支援利用計画の作成

- ・相談支援専門員は利用者等の来所や利用者の居宅等を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、障害児支援利用計画を作成します。

<障害児支援利用計画の作成の流れ>



④ 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害児通所支援等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、児童福祉法第6条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成します。

⑤ ④で作成した障害児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥ 支給決定及び給付決定又は地域相談支援給付費が行われた後に、指定障害児通所支援事業者等、その他の者との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員は障害児支援利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

※受給者証の更新について・・・受給者証の有効期限が1年ですので、期限が来たら、再申請をお願いします。また、住所等受給者証の記載内容に変更があった場合、速やかにお申し出ください。

②障害児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・障害児支援利用計画作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定及び給付決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③障害児支援利用計画の変更

- ・利用者が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、障害児支援利

用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

- ・利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設及び障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設及び障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

①サービス利用料金

指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から障害児相談支援給付額を受領する（法定代理受領）ため、利用者の自己負担はありません。

法定代理受領を行わない障害児相談支援を提供した際は、利用者または保護者から相談支援給付費額をお支払いいただきます。

また、費用の支払いを受けた場合は、当該費に係る領収証を、当該費用を支払った利用者または保護者に対し交付します。

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ・公共交通機関を利用した場合・・・実費
- ・事業者の自動車を使用した場合

① 事業所から、片道概ね 3km 未満 150 円

② 事業所から、片道概ね 3km 以上は 1km 毎に 50 円

③利用料金のお支払い方法

前項の実費負担額は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、毎月 27 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。但し、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします）

(1) 当事業所の窓口で現金支払い

(2) 下記指定口座への振込み

りそな銀行 枚方支店 普通預金 口座番号 0481820

(3) 金融機関からの自動引き落とし

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。（但し、当社加入損害保険補償額内とする）

保 険 会 社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
---------	--------------------

10. 虐待防止・身体拘束について

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ① 虐待防止・身体拘束に関する責任者の選定【虐待防止責任者】管理者 城平 哲也
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止、身体拘束等の適正化を啓発・普及するための研修の実施
- ⑤ 虐待防止、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底しています。

11. 衛生管理に関する措置について

（１）利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行います。

12. 業務継続計画の策定等について

（１）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

（２）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 利用者の記録や情報の管理、開示について

利用者及びその家族の個人情報については、株式会社ミストラルサービスが定める「個人情報保護規程」に基づいて、適切に管理し、利用者の求めにその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は自己負担となります。）

閲覧・複写の受付	月～金 9：00～17：00（但し、国民の祝日、12月30日から1月3日、8月13日から8月15日までを除く）
----------	---

14. ハラスメントについて

事業所は、適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメント等により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、ハラスメント防止に必要な対策を講じるものとする。

15. サービス利用にあたっての禁止事項

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録画等を無断で SNS 等に掲載すること。

16. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。
- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (5) 事業所は、従業員、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。
- (6) 今後、相談支援事業の根拠となる法律が変更となった場合でも、相談支援事業の内容の大幅な変更がなかった場合に限り本契約書はそのままとします。
- (7) 今後、児童福祉法の名称が変わった場合でも、法の内容に大幅の変更がなかった場合に限り本契約書の児童福祉法を新たな名称に置き換えることとします。
- (8) ご自宅でペットを飼われている場合はご自身・ご家族での管理をお願いします。相談支援専門員が訪問した際にペットによる怪我等をした場合は、その治療費や通院代等をご請求させて頂く場合があります。
- (9) 感染症、雪・台風・地震等の自然災害、体調不良、交通事情などによりサービス時間を大幅に変更及び、数日間ご利用を中止させて頂くことが御座います。
(利用者様・同居のご家族様・当該職員も含む)

17. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ 城平 哲也

○電話番号 042-851-3146

○受付時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

但し、国民の祝日、12/30～1/3、8/13～8/15は除く

(2) その他苦情受付機関

神奈川県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地	横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14 階
	電話番号	045-317-2200
	FAX 番号	045-322-3559
	受付日・時間	月～金 午前9時～午後5時00分

18. 関係する行政機関

相模原市役所福祉基盤課	所在地	相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 4 階
	電話番号	042-769-1394
	FAX 番号	042-759-4395
	受付日・時間	月～金 午前8時30分～午後5時00分

令和 年 月 日

指定障害児相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 城平 哲也

説明者職名 相談支援専門員

氏名 城平 哲也

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意をし、十分に理解し承諾いたします。また、指定障害児相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<児童氏名> _____

代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定障害児相談支援の提供にあたり、障害児通所サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- 認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

相談支援センターあんじゅ 管理者 あて

利用者（又は保護者）

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<児童氏名> _____

代理人

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<続柄> _____

指定障害児相談支援「相談支援センターあんじゅ」利用契約書

_____（以下「障害児」という。）と相談支援センターあんじゅ（以下「事業者」という。）は、障害児が事業者から提供される指定障害児相談支援サービスを受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第 1 条（契約の目的）

本契約は、障害児の意思および人格を尊重し、障害児の立場に立った適切な障害児相談を行い、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、事業者が障害児に対して必要な児童福祉法に基づく指定障害児相談支援サービスを適切に提供する事を定めます。

第 2 条（契約期間）

この契約の期間は、契約締結の日から契約者の計画相談支援給付費の支給期間の終期までとします。ただし、契約満了日の 10 日前までに、利用者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第 3 条（障害児支援利用計画の作成）

- 1 事業者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務および障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 相談支援専門員は、障害児の居宅等を訪問し、障害児およびその家族に面接して障害児の心身の状況等、障害児が希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下「アセスメント」という。）します。
- 3 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児またはその家族に対して提供し、障害児にサービスの選択を求めるものとします。
- 4 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に依りて、障害児および障害児の保護者（以下、「障害児等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- 5 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、障害児およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標およびその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、児童福祉法（以下、「法」という。）に規定する厚生労働省令

で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成します。

- 6 相談支援専門員は、前項で作成した障害児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児およびその家族に対して説明し、障害児等の同意を得た上で決定するものとしす。
- 7 相談支援専門員は、通所給付決定が行われた後に、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行った上で同意を得ます。同意を得た後、障害児支援利用計画を作成し、障害児等および担当者に障害児支援利用計画を交付します。

第4条（障害児支援利用計画作成後の便宜の供与）

事業者は、障害児支援利用計画作成後において、次の各号に定める指定継続障害児支援を提供するものとしす。

- 一 相談支援専門員は障害児支援利用計画作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握および障害児についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定に係る申請の勧奨および必要な援助を行います。
- 二 相談支援専門員はモニタリングに当たっては、障害児およびその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児の居宅等を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録します。

第5条（障害児支援利用計画の変更）

障害児が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と障害児等双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。

第6条（障害児入所施設等への紹介）

事業者は、障害児が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または障害児が障害児入所施設等への入所または入院を希望する場合には、障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとしす。

第7条（利用者負担額および実費負担額）

- 1 サービスを利用するための、障害児支援対象保護者の負担はありません。事業者が法律の規

定に基づいて、区市町村から障害児相談支援給付費額を受領いたします。

- 2 前項の他、障害児は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定障害児相談支援サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとしします。
- 3 前項の実費負担額は、1 カ月ごとに計算し、障害児支援対象保護者はこれを翌月 27 日までに支払います。

第 8 条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、障害児の意思および人格を尊重し、障害児の立場に立った適切な障害児相談を行い、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な指定障害児相談支援サービスを適切に行います。
- 2 事業者は、障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の障害児通所支援事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に指定障害児相談サービスを行います。

第 9 条（事業者の具体的義務）

- 1（安全配慮義務）事業者は、指定障害児相談支援サービスの提供にあたって、障害児の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2（説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、障害児等の質問等に対して適切に説明します。
- 3（守秘義務）事業者および相談支援専門員は、本契約による指定障害児相談支援サービスを提供するにあたって知り得た障害児や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4（記録保存整備義務）事業者は、指定障害児相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から 5 年間保存します。事業者の窓口業務時間（毎週月曜日～金曜日 9 時～17 時）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

第 10 条（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、指定障害児相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、区市町村・障害児等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、指定障害児相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって障害児に損害を与えた場合には、速やかに障害児の損害を賠償します。（但し、当社加入損害保険補償額内とする）

第 11 条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとしします。

- 一 障害児が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 三 事業者が指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 四 第12条から第14条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 五 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第12条（利用者からの中途解約）

障害児支援対象保護者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、障害児支援対象保護者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、障害児が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第13条（利用者からの契約解除）

障害児支援対象保護者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- 二 事業者もしくは相談支援専門員が第9条1項から4項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者もしくは相談支援専門員が故意または過失により障害児もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第14条（事業者からの契約解除）

事業者は、障害児が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 障害児等が、故意または重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 二 障害児等が通常の事業の実施地域外に転居した場合
- 三 契約後、契約前に伝えていなかった事項が発覚し、事業所がそれを認められない事由であった場合は即時に契約を解除することができます。

第15条（苦情解決）

- 1 障害児等は、本契約に基づく指定障害児相談支援サービスに関して、いつでも重要事項

説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 障害児等は、本契約に基づく指定障害児相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、かながわ福祉サービス運営適正化委員会等に苦情を申し立てることもできます。

第 16 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、障害児等と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、障害児等、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

（住 所） 京都府福知山市長田大野下 2737 番地 12
（事 業 者 名） 株式会社ミストラルサービス
（代表者氏名） 代表取締役 渡辺 哲也 印

事業所

（住 所） 相模原市中央区星が丘 2-16-5
（事 業 所 名） 相談支援センターあんじゅ
（管 理 者 名） 城平 哲也
（説 明 者 名） 城平 哲也

私は、事業所から利用内容及び契約書の交付を受け、説明に基づき、契約書の内容に同意をし、十分に理解し承諾致します。

令和 年 月 日

利用児童

（氏 名）

障害児支援対象保護者

（住 所）

（氏 名）

印

（続 柄）